

各務原市特別職報酬等審議会市民委員 募 集 要 項

1. 趣旨

特別職の給料等の額について調査、審議するため、「各務原市特別職報酬等審議会」を設置します。審議会の委員は、市内の公共的団体等の代表者のほか、市民の皆様から募集します。

2. 内容

各務原市特別職報酬等審議会の会議に出席し、各務原市長の諮問により特別職の給料等の額について調査、審議を行い、審議会としてその結果を市長に答申します。

3. 募集人数

2名（応募多数の場合は、厳正な選考の上、決定します。）

4. 応募資格

- ① 各務原市在住、在学、在勤の満18歳以上（応募時）の方
- ② 国、地方公共団体の職員又は議会の議員でない方
- ③ 市の附属機関の市民委員を2以上兼務していない方
- ④ 会議に出席できる方（祝日を除く月曜日から金曜日までの日中、1回2時間程度）

5. 任期

委嘱の日から調査、審議が終了する（令和7年12月26日（金）（予定））まで

※会議は、平日の日中に2時間程度、3回程度開催する予定です。

※会議への出席にあたっては、市の規定による報酬（6,500円※源泉徴収後5,850円）をお支払いします。

6. 応募方法

応募申込書に必要事項を記入の上、各務原市役所市長公室人事課までメール、郵送、持参のいずれかの方法でご提出ください。

7. 選考方法

関係市職員により、提出された応募申込書の内容を審査し、選考します。

選考結果につきましては、令和7年10月中に応募者全員に通知します。

評価項目	内容
熱意・意欲	委員として参加する熱意や意欲が感じられるか。
論理的主張	論旨が首尾一貫しており、わかりやすいか。
認識・理解度	社会状況や本市の状況を理解しているか。
主体的視点	本市の市民としての視点を有し、建設的な意見を有しているか。
適任性	委員としての責務を自覚し、審議会において自らの意見を述べる事が期待できるか。

8. 応募期間

令和7年10月1日（水曜日）から令和7年10月14日（火曜日）まで（必着）

9. 応募申込書送付先及びお問い合わせ先

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所 市長公室 人事課 給与厚生係

（電話）058-383-1450（直通）

（FAX）058-383-6365

（メール）shokuin@city.kakamigahara.gifu.jp